

ソフトウェア使用契約書

株式会社エージーテック(以下「甲」といいます)は、お客様(以下「乙」といいます)に対し、本契約書とともに提供するコンピューター・ソフトウェアおよびマニュアル(以下「許諾プログラム」といいます)の使用権を下記条項に基づき許諾します。

第1条(総則)

甲は、Wilson WindowWare, Inc.(以下「丙」といいます)との契約に基づき、甲が領布権を持つ許諾プログラムの非独占的かつ譲渡不能な使用権を乙に許諾します。

第2条(期間)

本契約は乙が許諾プログラムのパッケージを開封した日から発効し、以下のいずれかの方法により終了するまで存続します。

- (1) 乙が甲に対し1ヵ月事前に書面による終了通知を出した場合。
- (2) 乙が本契約のいずれかの条項に違反した場合。この場合、甲は乙に何ら通知等を行うことなく、直ちに本契約を終了させることができます。
- (3) 乙が法人で、解散あるいは吸収合併などにより法人格が消滅した場合。

第3条(許諾プログラムの使用権)

- (1) 乙は許諾プログラムを一時に一台のコンピューター・システムにおいて使用することができます。
- (2) 許諾プログラムがコンパイル製品の場合、乙は許諾プログラムを使用してコンパイルしたユーザー・プログラムおよびその実行に必要なランタイムを甲の承認無しで自由に配付・販売することができますが、有償無償に拘らず、許諾プログラムそのもの(開発時のみに必要な実行ファイル、ライブラリ、マニュアルなどを含みます)を第三者に配付・販売することはできません。
- (3) 乙は、バックアップの目的で、許諾プログラムのうちコンピューター・ソフトウェアについては複写を行うことができますが、マニュアルの複写を甲の書面による承認なく行うことはできません。

第4条(契約終了後の義務)

乙は、本契約の終了に伴って、終了の日から3日以内に、許諾プログラムおよびその複製をすべて破棄し、その旨を証明する文書を甲に提出するものとします。

第5条(損害賠償)

乙が本契約のいずれかの条項に違反し、甲あるいは丙に著作権侵害等の損害を与えたと甲が判断した場合、甲および丙は乙に対し、損害賠償請求ができるものとします。

第6条(アフタサービス)

- (1) 乙が許諾プログラム受領後1ヶ月以内にユーザー登録カードに必要な事項を署名入りで記入の上返送した場合、甲は署名した本人に対し、許諾プログラムの不具合等に関する情報提供、バージョン・アップの連絡などのサービスを1年間提供します。
- (2) 甲は別途有償でFAXおよびE-Mailによるテクニカルサポートを提供するものとし、その費用決定は甲の裁量によるものとします。
- (3) 甲は1年経過後の許諾プログラムに関する一切のアフタサービスを継続しない権利を有するものとします。
- (4) 乙が許諾プログラム受領後1ヵ月以内に保証登録カードを返送しない場合、あるいは返送しても署名が無い場合は、乙は上記サービスを受ける権利を放棄したとみなされるものとします。

第7条(甲の保証および免責)

- (1) 甲は、許諾プログラムの記録媒体に物理的欠陥があった場合において、乙が許諾プログラム受領後14日以内に、その受領日を証明する書類を添付して返送した場合には無償で当該記録媒体を交換するものとし、これを甲の唯一の保証とします。
- (2) 甲は許諾プログラムの特定業務への適応、使用効果などについてのいかなる保証も行いません。許諾プログラムに関し発生する問題処理は乙の責任および費用負担で行われるものとします。
- (3) 甲は許諾プログラムの使用により生じた乙の損害に対しいかなる責任も負わないものとします。

第8条(その他)

- (1) 本契約はユーザー登録カードの返送とは無関係に、本パッケージを開封した時点で成立したものとします。本契約に定めのない事項および甲乙の間で疑義の生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとします。
- (2) 乙はいかなる方法によっても許諾プログラムを日本国から輸出することはできません。
- (3) 本契約に関わる訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとします。

株式会社エージーテック

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町 1-21-1

ヒューリック神田橋ビル 3F